

令和元年9月定例会 常任委員会

総務委員会

委員長名	山田平四郎
委員会開催日	令和元年9月19日(木)、9月20日(金)
所属委員	[副委員長] 高宮 光敏 [委員] 三瓶正栄 吉田英策 丹治智幸 高野光二 高橋秀樹 長尾トモ子 満山喜一 佐藤憲保



山田平四郎委員長

(1) 知事提出議案：可 決…8件

※[知事提出議案はこちら\[PDF\]](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

否 決…1件

※[議員提出議案はこちら\[PDF\]](#)

(3) 請 願：不 採 択…2件

※[請願はこちら](#)

(9月19日(木) 総務部)

吉田英策委員

議案第21号の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例について、現在約1,700名の非常勤職員の処遇改善につながるものと思うが、条例の趣旨はそのような理解でよいか。

人事課長

そもそもは法改正に基づく条例制定である。法改正の趣旨は任用制度の厳格化、明確化であり、処遇の改善までは求められていないが、条例に記載のとおり期末手当の支給改正があるため、結果として収入面では現在を上回ることもあると考えている。

吉田英策委員

私も同様の理解である。期末手当の支給や退職手当の規定が盛り込まれたことで処遇の改善につながると思う。直接処遇改善の言葉はないものの、結果として臨時職員等の処遇改善につながるため、条例の運用が求められると思うが、どうか。

人事課長

結果としてということもあるが、そのように考えている。

吉田英策委員

ぜひ改善の方向で運用願う。

この条例の趣旨について尋ねる。総29ページの会計年度任用職員の報酬に係る規定に「任命権者が予算の範囲内で定め

る報酬を支給する」とある。任命権者とは誰か。予算の範囲内ということは、予算が厳しい場合は支給額が減るのではないかと懸念を抱くが、どうか。国ではこの予算が決まっていないため、自治体によっては不安を抱えながらのスタートだとの話も聞くが、そのあたりをどう考えるか。

人事課長

任命権者とは、例えば知事部局、教育委員会等との分けけになると思われる。

予算の範囲内についても予算要求の中で決定していくものであり、予算がないから支給しないということではなく、業務の必要性を判断した上で、予算の範囲内で決めることになると思う。

吉田英策委員

そのとおりだと思うが、この任用制度は一般職員の給料表に基づいて支給されるとのことであるため、「任命権者が予算の範囲内で定める」とは誤解を招く表現だと思う。予算がないため支給できないことがないよう運用願う。

総32ページの3、職員の分限に関する条例について、「3年を超えない範囲内」を「任命権者が定める任期の範囲内」に改正するとは、要するに、任用職員は採用後3年間継続して仕事ができ、それ以降は再募集になるということか。また、「任命権者が定める任期の範囲内」とはどのようなことを指すのか。3年を待たずに、任命権者の判断でやめてもらうことができるということか。説明願う。

人事課長

来年4月から制度が導入され、基本的に現在在職中の嘱託員や臨時職員は切りかわりになるが、切りかわりの前提としてハローワークを通して職を得ることになる。名前のおり会計年度ごとに任用する職員であるため、基本的に1年間、通年での雇用になるが、能力実証、言葉は悪いが仕事ぶり等を判断し、例えば1年満了し2年目に移る際にはハローワークを通さずに継続することができ、3年目も同様に移行することができる。3年経過すると同一の職場での勤務はできなくなり、再度ハローワークを通して雇用される形になるため、一つの職場では最大3年間である。仕事ぶりを見ての判断になるため、3年間確定ではないことを理解願う。

吉田英策委員

3年以内でも仕事ぶりによって判断することがあり得るとのことである。記載はないものの処遇改善を名目にした条例について、来年はどうなるかわからないとの不安を抱えながら仕事を全うするのは厳しいものがあると思う。条例の文言には任命権者が定める任期の範囲内とあり、仕事ぶりを客観的に判断するとは思うが、任命権者の判断によって不利益をこうむらない運用を願う。

また、任期については専門職等で1年で切られるのは大変つらいものがあると思う。例えば手話通訳者等が途中で終わりとなると全体の業務に差し支えるだけでなく、個人の生活も大変になると思うため、言い方は悪いが乱用のないよう運用願う。

人事課長

例として挙げられた個別の案件についての答弁は難しいが、一方で、県が求める業務に従事してもらうための雇用であるため、こちらが求める成果が見えない場合には、そういうこともあり得るとの考えである。

吉田英策委員

乱用にならない運用を願う。

議案第20号、会計年度任用職員の退職手当の支給に関する条例について、総38ページに新旧対照表があるが、わかりにくいため具体的に説明願う。

福利厚生室長

この新旧対照表は支給率の表ではなく、支給率は別に定められている。

この表の改正内容は、年号が平成から令和に変わったことである。

吉田英策委員

支給率の表を資料として提出願う。委員長、取り計らい願う。

福利厚生室長

後ほど提出する。

山田平四郎委員長

よろしく願う。

高野光二委員

部長説明資料に災害公営住宅等の代行整備とあったので、予算資料を探したがわからなかった。災害公営住宅の整備は総務部ではないと思うため、特別な予算として取り組むものと理解したが、現在、災害公営住宅の代行整備の事業がどのように進んでいるのか聞く。実際現場で行うのは土木部の建設住宅関係かと思うが、そのあたりを説明願う。

財政課長

災害公営住宅の整備は土木部の所管であるが、双葉町からの要請を受け、県が代行して進めるとのことで土木部予算に計上したものである。

災害公営住宅については計画に基づく整備を順次進めているが、今回、避難地域が解除される地域、具体的には双葉町の区域が見直される地域について、災害公営住宅を整備し帰還や仕事をされる方等に対応したものの、役場では人手がないため県に代行してほしいとの要請があったことを受け、土木部で設計のための予算を計上し、令和4年度ころに入居が可能となるようなスケジュール感で進めようとするものである。

吉田英策委員

マイナンバーの運用について聞く。新聞記事に「マイナンバーカード普及へ、政府公務員に取得義務、年度末まで家族含む700万人対象」というものがあつた。政府は公務員に家族も含めてマイナンバーカード取得を義務づけているが、県ではどのように具体化しているのか。取得した職員は何割くらいか。

ただ、カード取得は個人の判断であり、国は国民健康保険と一緒にすることで普及を進めているものの義務ではないとしているので、公務員だけに義務化を押しつけるのはいかなものか。県ではどのように進めようとしているのか、現在何割の職員がこれに応じているのか。県がこれを義務として職員に押しつけることはやめるべきと思うが、県の考えを聞く。

福利厚生室長

マイナンバーカード取得については、総務省及び地方職員共済組合から勧奨通知が来ており、地方職員共済組合福島県支部の事務は福利厚生室で持っている。

今回、各所属に対し、本人及び被扶養者の取得状況の照会と勧奨について通知した。将来的には健康保険証にかわるため取得状況を照会した結果、6月現在で約7%であった。

吉田英策委員

これについて、私はまずいのではないと思うが、どうか。

福利厚生室長

国の通知は勧奨するようにとのことであつたため、その意味で通知を出したところである。ただ、将来的には健康保険証になるため、今後の状況を見ながら取り組んでいきたい。

吉田英策委員

個人情報厳格に管理することが大前提であるが、それでも漏れる可能性がある。最近、コスタリカにおいて2,000万人の全国民のデータが盗み取られたとの報道があつた。あつてはならないことである。一元管理は本当に恐ろしいことだと思う。この運用については厳格化を求めるとともに、県職員に対しても義務だと押しつけず、本人の同意のもとに進めることを大前提にしてもらいたい、どうか。

福利厚生室長

各所属職員に対しては、強制ではなく勧奨と通知している。

(9月19日 (木) 機器管理部)

吉田英策委員

トリチウムを含む処理水については、県民も多くの国民も長期保管をすべきで、拙速に海洋放出すべきでないとの声が圧倒的に多いと思う。部長説明要旨では、丁寧に説明しながらも風評に影響がなければ進めると読み取れるように思うが、県は国に対して長期保管を求めるべきではないか。

原子力安全対策課長

以前も説明したとおり、現在国においてこの取り扱いの社会的影響等を丁寧に議論している。先日、国の小委員会で、昨年の公聴会で示された長期保管も含めて議論を継続しているので、県としては、引き続き国、東京電力に対して、環境や風評への影響など十分議論した上で、国民、県民に丁寧に説明し、慎重に検討を進めてもらいたいと考えている。

吉田英策委員

原田前環境大臣の発言は本当に驚いた。県民の思いとは全く逆の方向だと思っている。全国漁業協同組合連合会の会長は、海洋放出は絶対反対で自分が容認することはないと断言している。さらに、輸入規制が解けない中で議論する余地はないとも言っている。長期保管が何年なのかはなかなか言えるものではなく、捉え方によって幅があると思うが、風評被害が起きないように、少なくとも今、海洋放出を行うべきではないことは明らかなと思う。小委員会でようやくタンク保管について議論が始まる状況であるから、国に対し、海洋放出すべきではなく長期保管すべきと求めてほしい。

東京電力は2020年までに容量137万t分のタンクしか計画がないが、その第一の理由は敷地がないためである。敷地が137万t分しかないとなれば、海洋放出しか道がなくなってしまう。県として敷地確保とタンク増設を求めるべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

敷地の問題については、8月9日に開催された小委員会でテーマとなっており、東京電力から、今後廃炉が進むにつれて第一原発構内の敷地確保の計画が必要になるとの説明があった。委員からは、どのような理由で137万t以上のタンクが確保できないのか、周辺の土地を使えないのかを丁寧に説明すべきとの指摘があった。これを受け、今後の小委員会で東京電力が改めて説明することになっており、トリチウムを含む処理水の取り扱いをしっかりと議論してもらいたいと考えている。

吉田英策委員

県としてもしっかり長期保管を求めてほしい。

(9月20日 (金) 人事委員会事務局)

吉田英策委員

今年度の採用試験に関して聞く。障がい者の雇用がなかなか進まないことが新聞等で報道されているが、今回の採用者の中で障がい者は何人か。

採用給与課長

障がい者の雇用については、任命権者が障がいの程度に応じた採用をしている。当委員会で実施した今回の大学卒程度の採用試験では、障がい者の受験者はなかった。

(9月20日 (金) 監査委員会事務局)

吉田英策委員

監査結果に、一部に不適切な事務処理があったとあるが、当該部局とはどのような形でコミュニケーションをとっているか。

普通会計監査課長

今年度は議会のスケジュールが例年より早いため、既に昨年度の1.8倍程度の118機関の監査が終了しており、そのうちの42機関に対して指摘、指導を行った。主な内容は支出事務手続の誤り等であるが、同時期における指摘事項が昨年度は3件だったところ、今年度は現時点で既に8件となっている。特徴的な部分では、組織やチェック体制が不十分であることにより指摘、指導等を行ったものが多く見受けられ、担当者の業務に対する知識や内容の理解不足、それをチェックする担当ライン内、所属内、本庁と出先など組織内での情報共有やチェック機能が働いていないことが要因であると分析している。指摘、指導等を行った機関に対しては是正、改善の報告を求め、その対応策が本当に機能するか、継続した取り組みが可能か等を確認するとともに、他の事例等を示しながら、よりよい対策が講じられるよう指導、助言している。